

○建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定に基づく特定工程および
特定工程後の工程の指定

平成31年3月15日
福井県告示第64号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号および同条第6項の規定に基づき、特定工程および特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

福井県の区域（福井市の区域を除く。）

2 中間検査を行う建築物の構造、用途または規模

次のいずれかに該当する建築物（法第85条第5項または第6項の規定による許可を受けた仮設建築物を除く。）

（1）建築物における新築、増築または改築に係る部分が、次の表の（ろ）欄に掲げる階を（い）欄に掲げる用途に供する建築物、または（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が（は）欄に該当する建築物

	(い) 用途	(ろ) (い)欄の用途に供する階	(は) (い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
1	劇場、映画館または演芸場	3階以上の階	200㎡以上
2	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂または集会場		200㎡以上
3	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、老人ホームまたは児童福祉施設等		300㎡以上
4	旅館またはホテル		300㎡以上
5	学校または体育館		2,000㎡以上
6	百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗		500㎡以上

（2）階数が3以上である共同住宅

3 指定する特定工程および特定工程後の工程

次の表のとおりとする。ただし、法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を除く。

項	構造	基礎工事		建方工事	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
ア	木造	基礎の配筋工 事	基礎の配筋を 覆うコンクリ ートを打設す る工事	構造耐力上主要な軸組の建て方工事 （枠組壁工法の場合は耐力壁の設置 工事）	特定工程の軸組または壁を覆う外装 工事または内装工事
イ	鉄骨造			1階の鉄骨の建て方工事	特定工程の鉄骨を覆う耐火被覆工事 または外装工事もしくは内装工事
ウ	鉄筋コンクリ ート造			2階のはりおよび床版（階数が1の 場合は屋根版）の配筋工事（ただ し、当該工事を現場で行わないもの は、2階のはりおよび床版の取付け工 事）	特定工程の配筋を覆うコンクリート を打設する工事（ただし、当該工 事を現場で行わないものは、2階の柱 または壁の取付け工事）
エ	鉄骨鉄筋コンク リート造			1階の鉄骨の建て方工事	特定工程の鉄骨を覆うコンクリート を打設する工事

備考 複数の異なる構造を併用する建築物で、2以上の指定された工程を含むものにあつては、いずれか早い時期に終了する工程を特定工程とする。また、特定工程および特定工程後の工程は、対象となる建築物の工事の工程に係るものとし、対象となる建築物が2以上ある場合または1の建築物の工区を分けた場合は、いずれか早期に終了する建築物または工区の工程を特定工程とする。

4 適用

この指定は、平成31年4月1日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請書または法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出するものについて適用し、同日前に法第6条第1項の規定による確認の申請書または法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出したものについては、なお従前の例による。